

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程の一部を改正する規程
 瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成18年水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																								
別表第1（第13条関係）					別表第1（第13条関係）																								
1 庶務関係					1 庶務関係																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>決裁区分 決裁事項</th> <th>市長</th> <th>部長</th> <th>課長 共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考	<省略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決裁区分 決裁事項</th> <th>市長</th> <th>部長</th> <th>課長 共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考	<省略>																
決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考																									
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>																									
決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考																									
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>																									
備考 1 この表における用語については、次に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略> (4) 「経営課長」及び「行政課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号） <u>第5条</u> に規定するそれぞれの課の長をいう。 2 <省略>					備考 1 この表における用語については、次に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略> (4) 「経営課長」及び「行政課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号） <u>第4条</u> に規定するそれぞれの課の長をいう。 2 <省略>																								
2 人事関係					2 人事関係																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>決裁区分 決裁事項</th> <th>市長</th> <th>部長</th> <th>課長 共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考	<省略>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決裁区分 決裁事項</th> <th>市長</th> <th>部長</th> <th>課長 共通</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> <td><省略></td> </tr> </tbody> </table>	決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考	<省略>																
決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考																									
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>																									
決裁区分 決裁事項	市長	部長	課長 共通	備考																									
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>																									

	>	>	>	>		>	>	>	>
備考					備考				
1 この表における用語については、次に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略> (4) 「人事課長」及び「経営課長」とは、 瀬戸市行政組織規則第5条に規定するそれぞれの課の長をいう。					1 この表における用語については、次に定めるところによる。 (1)から(3)まで<省略> (4) 「人事課長」及び「経営課長」とは、 瀬戸市行政組織規則(平成17年瀬戸市規則第39号)第4条に規定するそれぞれの課の長をいう。				
2 <省略>					2 <省略>				
3及び4 <省略>					3及び4 <省略>				

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。